


## 児童福祉・母子保健対策等の動向



厚生労働省子ども家庭局  
母子保健課

### 児童福祉・母子保健対策

- 1 成育基本法と健やか親子21(第2次)について
- 2 食育推進基本計画について
- 3 保育所等における食育の推進について

---

### 健康づくり・栄養対策

- 1 新型コロナウイルス感染症対応関係について
- 2 今年度の栄養施策計画について

### 児童福祉・母子保健対策

- 1 成育基本法と健やか親子21(第2次)について
- 2 食育推進基本計画について
- 3 保育所等における食育の推進について

---

### 健康づくり・栄養対策

- 1 新型コロナウイルス感染症対応関係について
- 2 今年度の栄養施策計画について

### 成育基本法の概要

※ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等も切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律。(平成30年法律104号)  
※ 2019年5月14日施行

**法律の目的**  
次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んじられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となつていくこと等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に際し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めることにより、成育医療等の提供に関する施策の基となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

**主な内容**

<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本理念                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを図るに努める旨</li> <li>・多様な・高度化する成育過程にある者等のニーズに的確に対応した成育医療等の提供を図る旨</li> <li>・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供</li> <li>・成育過程にある者等に対する子育ての困難、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備</li> </ul> </li> <li>○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務</li> <li>○関係者相互の連携及び協力</li> <li>○法制上の措置等</li> <li>○施策の実施の状況の公表(毎年1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成育医療等基本方針の策定と評価                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が基本方針を定め、公表する。都道府県も同様に公表する。</li> </ul> </li> <li>○基本的施策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・成育過程にある者、妊娠婦に対する医療</li> <li>・成育過程にある者、妊娠婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発</li> <li>・医師の養成に関する施策</li> <li>・成育過程にある者に対する予防接種に関する記録</li> </ul> </li> <li>○調査研究</li> <li>○成育医療等協議会の設置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が厚生労働省に設置</li> <li>・都道府県は厚生労働大臣が任命</li> <li>・協議及び審議に際し必要な事項は政令で定める。</li> </ul> </li> <li>○都道府県の医療計画その他の政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務(努力義務)</li> </ul>
---	--

**施行日**  
公布から一年以内の政令で定める日(令和元年12月1日)

### 児童福祉・母子保健分野における栄養施策について

**取組の方向性**

<p><b>成育基本法</b>(平成30年法律第104号)</p> <p><b>成育医療等基本方針</b></p> <p>○成育過程にある者等に対する保健等</p> <p><b>健やか親子21(第2次)</b></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒における瘦身傾向児・肥満傾向児の割合</li> <li>・朝食を欠食する子どもの割合</li> </ul>	<p><b>食育基本法</b>(平成17年法律第63号)</p> <p><b>第3次食育推進基本計画</b>(平成28年3月18日食育推進会議決定)</p> <p>○妊娠婦や乳幼児に関する栄養指導の充実</p> <p>○保育所等における食育の推進</p> <p>↓</p> <p>「<b>保育所保育指針</b>」の改定(平成29年)</p>	<p><b>少子化社会対策大綱</b>(令和元年5月29日閣議決定)</p> <p>○「<b>食育</b>」の普及・促進</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育に関心を持っている国民の割合 90%以上</li> </ul>
--	--	--

**基盤整備**

<ul style="list-style-type: none"> <li>●統計調査の実施</li> <li>「<b>乳幼児栄養調査</b>」(平成27年)</li> <li>「<b>乳幼児身体発育調査</b>」(平成22年)</li> <li>●厚生労働科学研究等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠・出産期、乳幼児期における栄養・食生活支援のガイドライン等の作成</li> <li>「<b>妊娠のための食生活指針</b>」(平成18年)</li> <li>「<b>乳児・離乳の支援ガイド</b>」(平成31年改定)</li> <li>「<b>児童福祉施設における食事の提供ガイド</b>」(平成22年)</li> <li>「<b>保育所における食事の提供ガイドライン</b>」(平成24年)</li> <li>「<b>保育所におけるアレルギー対応ガイドライン</b>」(平成31年改訂)</li> </ul>
---	---

**取組、普及啓発等の実施**

自治体における妊娠婦・乳幼児の栄養指導の実施  
保育所等児童福祉施設における食育の取組、「児童福祉施設給食関係者研修会」の開催等

### 成育基本法における食育等の位置付け

**成育基本法(抄)**

(教育及び普及啓発)

第14条 国及び地方公共団体は、国民が成育過程における心身の健康に関する知識並びに妊娠、出産及び育児並びにそれらを通じた成育過程にある者との科学的知見に基づく愛着の形成に関する知識を持つとともに、それらの知識を活用して成育過程にある者及び妊娠婦の心身の健康の保持及び増進等に向けた取組が行われることを促進するため、成育過程にある者及び妊娠婦の心身の健康等に関する教育(食育を含む。)並びに広報活動等を通じた当該取組に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」骨子(案)

2 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

(2) 成育過程にある者等に対する保健

③乳幼児期の保健対策

- ・乳幼児に対する栄養指導
- ・子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進のため、家庭や地域等が連携した食育
- ・乳幼児期の特性を踏まえた保育所、幼稚園及び学校等におけるアレルギー疾患を有する子どもへの対応

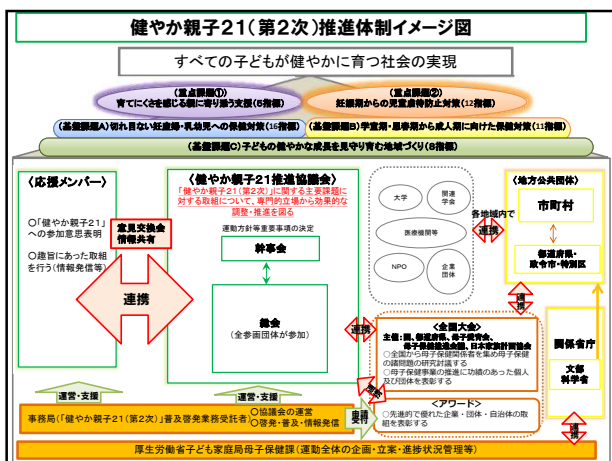
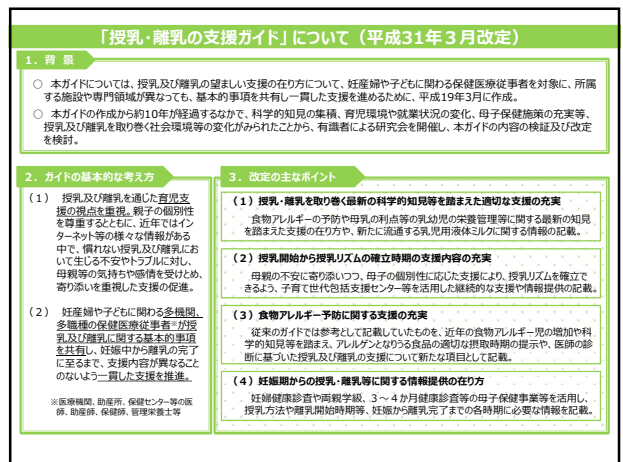
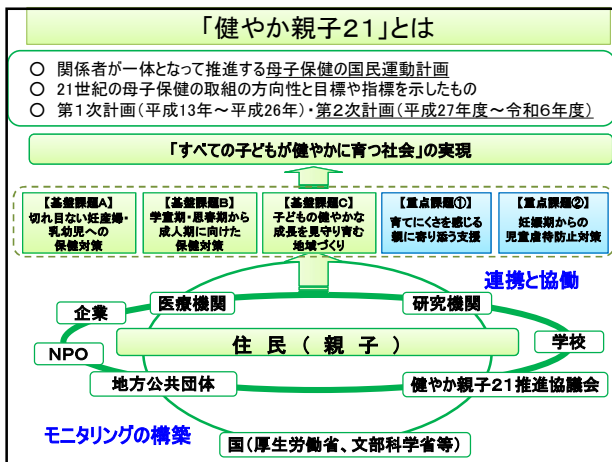
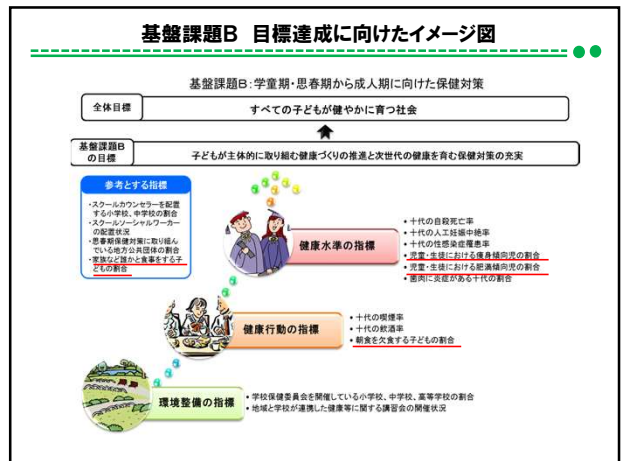
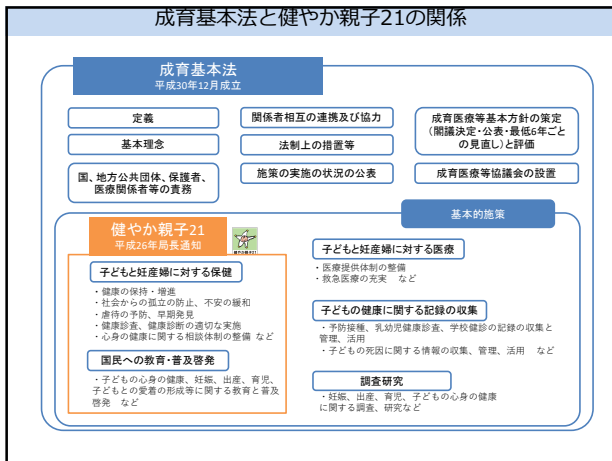
④児童期及び思春期の保健対策

- ・児童期・思春期を通じ、生涯の健康づくりに資する食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育

(3) 教育及び普及啓発

- ・子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進のため、家庭や地域等が連携した食育(再掲)

出典:第4回成育医療等協議会(令和2年6月24日開催)資料1



令和2年度 厚生労働省  
母子保健指導者養成研修  
研修6. 児童福祉施設給食関係者研修

<b>児童福祉・母子保健対策</b>	
1	食育基本法と健やか親子21(第2次)について
2	食育推進基本計画について
3	保育所等における食育の推進について
<b>健康づくり・栄養対策</b>	
1	新型コロナウイルス感染症対応関係について
2	今年度の栄養施策計画について

<p>「第3次食育推進基本計画」に基づく 母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について (平成28年4月1日雇児母発0401第2号雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)</p>	
1	<p><b>地方公共団体による食育推進計画の見直し等への参画について</b></p> <p>第3次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県・保健所設置市・特別区における食育推進計画の見直しに当たっては、「健やか親子21(第2次)」や、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画も踏まえ、妊産婦や乳幼児をはじめとした子どもの健全な食生活の重要性の観点から、食育推進計画の見直しに参画すること。</p>
2	<p><b>母子保健及び児童福祉分野における食育の取組の推進について</b></p> <p>(1) <b>多様な暮らしに対応した食育の推進について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦のための食生活指針や「授乳・離乳の支援ガイド」の普及と、妊産婦や乳幼児に対する栄養指導の充実が図られること。</li> <li>・児童福祉施設における食事の提供ガイドを参考に、地域や児童福祉施設等において、養育・発達段階に応じた食育活動や共食の推進が図られること。</li> </ul> <p>(2) <b>若い世代を中心とした食育の推進について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦や授乳期は、食生活を見直す契機となりやすいことや親と親となる若い世代が食に関する知識や取組を次世代につなげていくことが重要であることから、妊産婦や乳幼児の保護者に対する取組を推進すること。</li> </ul>
3	<p><b>多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について</b></p> <p>地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組を推進すること。</p>

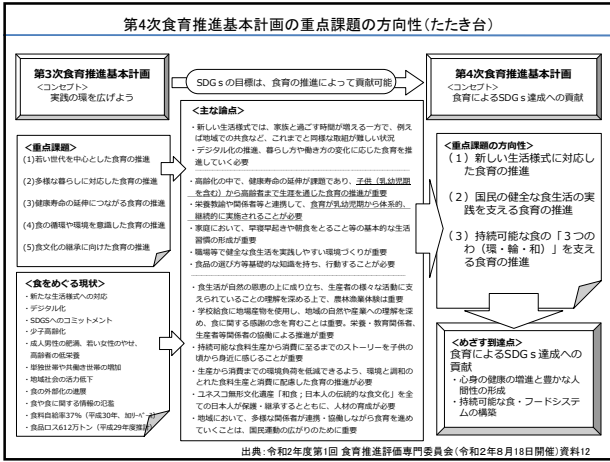
<p><b>第3次食育推進基本計画 &lt;平成28~32年度&gt;</b> (平成28年3月18日食育推進会議決定)</p>	
<p>○食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する施策が総合的かつ計画的な推進を図るため」、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)が作成。</p> <p>○母子保健・児童福祉分野では、「家庭における食育の推進(妊産婦及び乳幼児の栄養指導)」、「学校、保育所等における食育の推進(就学前の子供たちに対する食育の推進)」等が盛り込まれている。</p>	
<p><b>第3次食育推進基本計画の構成</b></p> <p>はじめに 1. 食をめぐる現状 2. これまでの取組と今後の展開</p> <p><b>第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針</b> 1. 基本方針 2. 基本的な取組方針</p> <p><b>第2 食育の推進の目標に関する事項</b> 1. 目標の考え方 2. 食育の推進に当たっての目標</p> <p><b>第3 食育の総合的な推進に関する事項 具体的な取組</b></p> <p>1. 家庭における食育の推進 2. 学校、保育所等における食育の推進 3. 地域における食育の推進 4. 食育推進運動の展開 5. 食生活と健康との関係の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 6. 食文化の継承のための活動への支援等 7. 食の安全性、栄養その他の衛生に関する意識、研究、情報の提供及び国際交流の推進</p> <p>※それぞれ事項について、以下の項目を記述。(1)現状と今後の方向性。(2)取組のねらいと取組</p> <p><b>第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b></p> <p>1. 多様な関係者の連携・協力の強化 2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく実施の促進 3. 継続的な情報提供と取組等の拡充 4. 食育推進の推進と関係者の関係強化及び推進の効率性・重点的取組 5. 基本計画の見直し</p>	

<p>「第3次食育推進基本計画」に基づく 保育所における食育の推進について (平成28年4月1日雇児保発0401第1号雇用均等・児童家庭局保育課長通知)</p>	
1	<p><b>保育所における「食育の計画」の見直し等について</b></p> <p>第3次食育推進基本計画の決定を踏まえ、保育所において、施設長、保育士、栄養士、調理員等の協力の下、各地域や施設の特徴に応じた食育の計画の見直しや策定が推進されるよう、支援すること。</p>
2	<p><b>保育所における食育の取組の推進について</b></p> <p>(1) <b>多様な暮らしに対応した食育の推進について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの成長や発達に合わせた切れ目のない取組を推進するため、「保育所における食育に関する指針」の普及を図り、その活用を促進すること。</li> <li>・家庭や地域とも連携の下、楽しく食に関する体験ができるような取組を推進すること。</li> <li>・在籍する子ども及びその保護者のみならず、地域における子育てで家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるなど、保育所を拠点とした積極的な取組を推進すること。</li> </ul> <p>(2) <b>食の循環や環境を意識した食育の推進について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産から消費までの一連の食の循環を体験を通じて意識できるよう工夫すること。</li> <li>・「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減等に取り組みなど、環境にも配慮した取組を推進すること。</li> </ul> <p>(3) <b>食文化の継承に向けた食育の推進について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土料理、伝統食材、食事の作法等、伝統的な食文化に関する関心と理解が深まるような体験や保護者への情報提供も含めた取組を推進すること。</li> </ul>
3	<p><b>多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について</b></p> <p>地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組を推進すること。</p>

<p><b>第3次食育推進基本計画 重点課題</b></p>	
<p><b>これまでの取組</b></p> <p>第2次食育推進基本計画(平成23年~27年)に基づく取組として、家庭、学校等、地域において食育を推進</p>	<p><b>食をめぐる状況の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○若い世代の食育の実践に関する改善、充実の必要性</li> <li>○食生活の多様化</li> <li>○貧困状況にある子供に対する支援の推進</li> <li>○新たな成長戦略における「健康寿命の延伸」のテーマ化</li> <li>○食品ロスの削減を目標とした国民運動の開始</li> <li>○「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録決定</li> <li>○市町村の食育推進計画作成率に関する課題</li> </ul>
<p><b>重点課題</b></p> <p>&lt;1&gt; <b>若い世代を中心とした食育の推進</b> &gt;若い世代自身が取り組む食育の推進、次世代に伝えつづける食育の推進</p> <p>&lt;2&gt; <b>多様な暮らしに対応した食育の推進(新)</b> &gt;様々な家族の状況や生活の多様化に対応し、子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を築けるような食生活や共食の機会の提供</p> <p>&lt;3&gt; <b>健康寿命の延伸につながる食育の推進</b> &gt;健康づくりや生活習慣病の予防のための減塩等及びメタリックシンドローム、肥満、やせ、低栄養の予防などの推進</p> <p>&lt;4&gt; <b>食の循環や環境を意識した食育の推進(新)</b> &gt;食の生産から消費までの食の循環の理解、食品ロスの削減等の推進</p> <p>&lt;5&gt; <b>食文化の継承に向けた食育の推進(新)</b> &gt;和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な食文化への理解等の推進</p>	
<p><b>取組の視点</b></p> <p>①子供から高齢者まで、生産を通じた取組を推進 ②国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなどが主体的かつ多様に連携・協働しながら取組を推進</p>	

<p><b>第4次食育推進基本計画の作成に向けたスケジュール(予定)</b></p>	
<p>&lt;第4年度(令和元年度)&gt;</p> <p>第3次基本計画の進捗状況及び第4次基本計画作成に向けた主な論点 令和2(2020)年3月</p>	
<p>&lt;第5年度 令和2(2020)年度&gt;</p>	
パブリックコメント	令和2(2020)年6月5日~7月4日
重点課題等ヒアリング ①	令和2(2020)年8月18日
重点課題等ヒアリング ②	令和2(2020)年10月1日
重点課題の方向性	
第4次基本計画骨子(案)	令和2(2020)年11月下旬~12月上旬
第4次基本計画(案)	令和3(2021)年1月中下旬
パブリックコメント	令和3(2021)年1月中下旬~(最短2週間程度)
第4次基本計画(案)	令和3(2021)年3月上旬
第4次基本計画の決定(食育推進会議)	令和3(2021)年3月

令和2年度 厚生労働省  
母子保健指導者養成研修  
研修6. 児童福祉施設給食関係者研修



### 子供の貧困対策に関する大綱(抜粋)

～日本の未来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

令和元年11月29日閣議決定

#### 第4 指標の改善に向けた重点施策

##### 2 生活の安定に資するための支援

##### (3)子供の生活支援(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食育の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食育の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食育の提供ガイド」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童福祉施設等で暮らし子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童福祉施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達適性に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食育の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

### 少子化社会対策大綱(概要)

～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

2020年5月29日閣議決定

・少子化社会対策基本法に基づき総合かつ長期的な少子化対策を推進するための施策の指針  
・2004年、2010年、2015年に続く第4次大綱

＜背景＞  
・少子化の進行は、人口(特に生産年齢人口)の減少と高齢化を通じて、社会経済に多大な影響  
・少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下  
・背景には、個人間の結婚や出産、子育てで希望の実現を阻む様々な要因  
・希望の実現を阻む理由を打破するため、長期的な展望に立ち、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進める必要  
・新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした  
・学校・職場・家庭により影響を受ける子育てに対する支援の必要性を改めて認識し、かつ総合的な少子化対策を進める

＜基本的な目標＞  
・「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にあふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を育てる社会をつくる

＜基本的な考え方＞

#### 1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

- 若い世代が将来に展望を描ける雇用環境等の整備
- 結婚を希望する者への支援
- 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
- 子育て等により困難化した女性の再就職支援
- 男性の事業・育児参加の促進、働き方改革と暮らし方改革

#### 3 地域の実情に応じたきめこまかな取組を進める

- 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
- 地方自治と連携した取組の推進

#### 2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

- 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)
- 在宅子育て家庭に対する支援
- 多子家庭、多胎産を育てる家庭に対する支援
- 妊産婦から子育てにわたる切れ目のない支援
- 子育ての質の向上と世代間での助け合い

#### 4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに道がい社会をつくる

- 結婚を希望する人を応援し、子育てをやすく包み込む社会的機運の醸成
- 妊娠の方向性を促進し、産後や外出しやすい環境の整備
- 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

このほか、マイファミリー(結婚、妊娠・出産、子育て)ごとの総合的な方向性を整理

＜施策の推進体制等＞  
・有識者の意見を聞きつつ、施策の進捗状況等を検証・評価する体制を構築し、PPCAサイクルを適切に回す  
・施策について数値目標を設定するとともに、その進捗を定期的にフォローアップする  
・特に、少子化対策を推進するために必要な安定財源の確保について、国民意識の喚起をしながら、社会全体での費用負担の在り方を念み、幅広く検討

※1 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号) 附 第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合かつ長期的な少子化対策に関する基本的な施策を定めて公布しなければならない。  
※2 本大綱では、結婚の促進に関する施策、女性の再就職支援に関する施策、子育てに関する施策を併せて示している。

### 児童福祉・母子保健対策

- 1 成育基本法と健やか親子21(第2次)について
- 2 食育推進基本計画について
- 3 保育所等における食育の推進について

---

### 健康づくり・栄養対策

- 1 新型コロナウイルス感染症対応関係について
- 2 今年度の栄養施策計画について

### 子供の貧困対策に関する大綱のポイント(令和元年11月29日閣議決定)

子供の貧困対策に関する大綱  
○子供の貧困対策に関する大綱  
○子供の貧困対策に関する大綱  
○子供の貧困対策に関する大綱

目的  
現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す  
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子育て第一に考えた支援を包括的・早期に実施

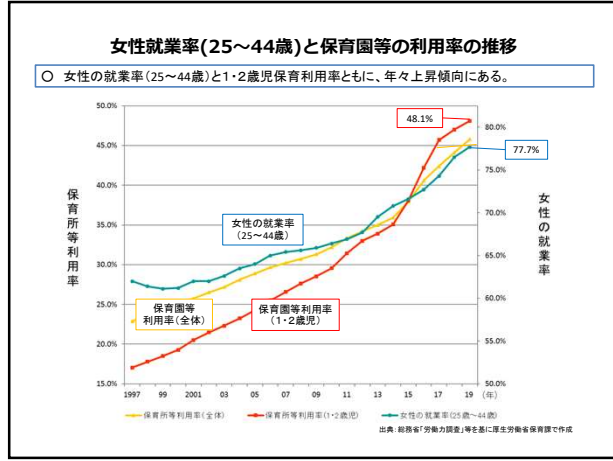
基本的方針  
① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援  
② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮  
③ 地方公共団体による取組の充実

指標  
ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加(指標数 25→39)

指標の改善に向けた重点施策(主なもの)

- 1 親の支援
  - 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備**
  - 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免(給付型奨学金)実施**
- 2 産後からの切れ目のない支援
  - 妊産婦・産後からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
  - 生活困窮家庭の親の自立支援**
- 3 ひとり親への就労支援
  - 児童扶養手当制度の充実**
  - 養育費の確保の推進**

実施の推進体制等  
○**地方公共団体の計画策定等支援**  
○**子供の未来応援国民運動の推進**







令和2年度 厚生労働省  
母子保健指導者養成研修  
研修6. 児童福祉施設給食関係者研修

児童福祉・母子保健対策	
1	成育基本法と健やか親子21(第2次)について
2	食育推進基本計画について
3	保育所等における食育の推進について
健康づくり・栄養対策	
1	新型コロナウイルス感染症対応関係について
2	今年度の栄養施策計画について

### 食生活改善及運動

- 「健康日本21(第二次)」の目標の達成に向けて、毎年9月に実施。
- 令和2年度食生活改善及運動は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、家庭で食事をする機会が増加したと見込まれることから、**家庭での食生活改善の重要性を普及・啓発することに重点を当てて展開**。
- 普及啓発用ツールをウェブサイトに掲載するとともに、取組事例を収集して横展開を進めていく等、バランスの良い食事を入手しやすい環境づくりを推進。

【令和2年度普及啓発ツール】

普及チラシ 食事をおいしくバランスよく	毎日プラス1品の野菜 +1	おいしく減塩1日マイナス2g -2	毎日のくらしにwith ミルク 牛乳・乳製品で健康を
おうちご飯にバランスをプラス	おうちご飯にバランスをプラス	おうちご飯にバランスをプラス	おうちご飯にバランスをプラス

▶ 小売店、飲食店等で活用可能なPOP類等は、「スマート・ライフ・プロジェクト」のウェブサイト\*からダウンロード・印刷して使用。  
※ <http://www.smartlife.go.jp/plus1tool>

40

### 1 新型コロナウイルス感染症対応関係について

#### 新たな日常における栄養・食生活支援対策

「経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～」  
(令和2年7月17日閣議決定)【抄】

第3章 新たな日常の実現  
4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現  
今般の感染症拡大を契機として、柔軟な医療提供体制、データ活用、**健康予防の重要性が再認識**された。社会保障制度の基盤強化を着実に進め、「新たな日常」を支える社会保障を構築するとともに、困難に直面している女性や若者などへの支援を通じた格差拡大の防止を図り、地域社会やコミュニティ等において高齢者の見守り、人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の構築を進め、**誰ひとり取り残されることがない包摂的な社会の実現**を期す。

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築  
現下の情勢を踏まえ、当面の最重要課題として、感染症の影響を踏まえ、新規感染者数の増大に十分対応することができる医療提供体制に向けて万全の準備を進めおく必要がある。また、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組みとともに、**外出自粛下において再認識された日々の健康管理の重要性を踏まえ、エビデンスに基づく予防・健康づくり、重症化予防の取組もより一層推進する**。

今般の感染症に係る施策の実施状況等の分析・評価を踏まえつつ、その重要性が再認識された以下の取組をより一層推進する。今般の診療報酬等の対応、病床・宿泊療養施設の確保状況、情報の利活用等の在り方を検証し、より迅速・柔軟に対応できる医療提供体制を再構築する。骨太方針2018、骨太方針2019等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。

38

児童福祉・母子保健対策	
1	成育基本法と健やか親子21(第2次)について
2	食育推進基本計画について
3	保育所等における食育の推進について
健康づくり・栄養対策	
1	新型コロナウイルス感染症対応関係について
2	今年度の栄養施策計画について

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策としての栄養の重要性

- **新型コロナウイルス感染症は、持続可能な開発目標の達成に向けた大きな脅威**であり、その対策としての栄養の取組の重要性や、栄養のユニバーサル・ヘルズ・カバレッジ(UHC)への統合の重要性が、最新の「世界栄養報告」にも明記。
- 東京栄養サミットでは、**低栄養と過栄養の双方が国・地域・世帯内等に併存する「栄養不良の二重負荷」への対策が議論**予定である中、低栄養のみならず糖尿病や高血圧等も新型コロナウイルス感染症による死亡の危険因子として指摘されており、同サミットの内容と合致。
- こうした中、東京栄養サミットに向けた国際アドバイザリーグループの関係者からも、同サミットに向けて、新型コロナウイルス感染症対策や、そのために必要となるUHCの推進の観点から、栄養の重要性について国際的機運を高めていくべきとの声多数。同サミットへの関心も一層高まっている状況。

【世界栄養報告(Global Nutrition Report)】  
2019年の栄養サミットをきっかけに生まれた、各ステークホルダーのコミットメントを継続推進するために作られた報告書。データ主義による独立した評価を行っており、政策に際する不足しがちなデータを補完し、世界の栄養に関する現状を示し、栄養改善のための行動を促す重要な役割を担う。東京栄養サミットでは、各ステークホルダーのコミットメントの進捗評価を含め、アカウンタビリティの総括報告を行う予定。

世界栄養報告2020(2020年6月公表)における記載(抄)

Covid-19 does not treat us equally. **Undernourished people have weaker immune systems**, and may be at greater risk of severe illness due to the virus. At the same time, poor metabolic health, including obesity and diabetes, is strongly linked to worse Covid-19 outcomes, including risk of hospitalisation and death.  
(**栄養不良の人では免疫機能が低下**)

**Good nutrition is an essential part of an individual's defence against Covid-19.** Nutritional resilience is a key element of a society's readiness to combat the threat. Focusing on nutritional well-being provides opportunities for establishing synergies between public health and equity, in line with the 2030 Agenda for Sustainable Development.  
(**良好な栄養はCovid-19感染を防衛する上で不可欠な要素**)

The 2020 Global Nutrition Report highlights the need to **integrate nutrition into universal health coverage** as an indispensable prerequisite for improving diets, saving lives and reducing healthcare spending, while ensuring that no one is left behind. Reversing the obesity epidemic would also lessen the burden on our healthcare systems, as obesity is not only one of the costliest health conditions but also a major risk of Covid-19 hospitalisations and complications.  
(**栄養をUHCに統合していくことが必要**)

出典：外務省作成資料 39

### 2 今年度の栄養施策計画について

※( )内は、令和元年度予算額

#### 1. 東京栄養サミットを契機にした食環境づくりの推進

- 東京栄養サミットにおけるテクニカルセッション開催経費 <予算: 81百万円>
- 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 <予算: 46百万円>
- 自然に健康になれる食環境づくりの推進事業 <予算: 6百万円>

#### 2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

- 国民健康・栄養調査の実施 <予算: 257百万円(125百万円)> ※**新型コロナウイルス感染症の影響等により令和3年12月を目途に延期**
- 食事摂取基準等の策定 <予算: 10百万円(12百万円)>
- 健康日本21(第二次)分析評価事業の実施 <予算: 38百万円(28百万円)>  
委託先: 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

#### 3. 管理栄養士等の養成・育成

- 実践領域での高度な人材育成の支援 <予算: 10百万円(10百万円)>、委託先: 公益社団法人日本栄養士会
- 養成教育の更なる質の向上 <予算: 10百万円(10百万円)>、委託先: 特定非営利活動法人日本栄養改善学会
- 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保 <予算: 62百万円(60百万円)>
- 特殊な調理に対応できる調理師研修事業 <予算: 30百万円(28百万円)>、補助先: 公益社団法人調理技術研修センター

#### 4. 地域における栄養指導の充実

- 栄養ケア活動支援整備事業の実施 <予算: 30百万円(30百万円)>  
補助先: 民間団体(公募) 令和元年度事業採択数: 6事業
- 糖尿病予防戦略事業の実施 <予算: 37百万円(37百万円)> 補助先: 都道府県等 令和元年度内数: 50自治体

42

# 令和2年度 厚生労働省 母子保健指導者養成研修 研修6. 児童福祉施設給食関係者研修

### 東京栄養サミットの開催

- 「栄養サミット」は、英国の主導により開始した栄養改善に向けた国際的取組であり、2012年のロンドンオリンピック最終日に当時のキャメロン英国首相が開催した「創設サミット」をきっかけに、2013年にロンドンで初めて開催され、2016年はオーストラリアでも開催。
- 東京開催では、飢餓と低栄養だけでなく、過栄養のほか「**栄養不良の二重負荷**」をも対象とした上で、**これらの解決に向け、持続可能な開発目標(SDGs)の推進にも資する議論を予定**。
- 厚生労働省は我が国の栄養行政を中心的に担う省庁として、これまでの栄養政策の知見・経験の共有も交え、国際的な議論に貢献しつつ、さらには、栄養に関する国際機関(栄養政策の立案・展開支援)につなげていく。
- 本サミット開催に向けた準備省庁内閣的に行っていく体制を確保するため、厚生労働省に厚生労働大臣官房食生活部を本部長とする東京栄養サミット2020厚生労働省準備本部を2020年1月に設置。準備本部では、栄養課題の整理・共有、今後の栄養政策の方向性の検討を行いつつ、国内外の栄養課題の解決に向けコメント(誓約)の検討を行う予定。

現時点でのサミットのイメージ

日程	2021年12月(予定)
主催	日本政府
共催(予定)	英国、仏国(2024年オリンピック開催国)、国際機関(WHO、FAO、WFP、UNICEF、世銀等)、ビル&メリンダ・盖茨財団、NGO等
想定される出席者	首相、閣僚、国際機関の長、市長、市民、民間企業等
目的	世界的な栄養改善の現状と課題を認識し、栄養課題に向けた各国の今後の国際的取組の促進を主導
主なテーマ	① 健康：健康のユニバーサル・ヘルス・カレッジ(UHC)への統合 ② 食：健康的で持続可能なフード・システムの構築 ③ 脆弱性：脆弱な状況下における栄養不良対策 ④ 説明責任：データに基づくモニタリング ⑤ 財政：栄養改善のための財源確保
想定される成果	Tokyo Nutrition for Growth Compact(成果文書) (各ステークホルダーからの、栄養課題に向けたコミットメントを添付) ※我が国の栄養に対する取組をパッケージとして発信

### 自然に健康になれる食環境づくりの推進事業

- 活力ある「人生100年時代」の実現に向けて、健康寿命の更なる延伸が課題であり、この課題解決を図る上で、栄養・食生活は最も重要な要素の一つである。
- 適切な栄養・食生活を支え、推進するための食環境づくりに向け、令和2年秋頃に、**産学官及びその共同体等、様々な主体との連携体制を整備**する。
- 食環境づくりの推進に向けては、現下の国民の健康の保持増進に資する取組とするだけでなく、環境にも配慮するなど、**持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも広く資するもの**とし、東京栄養サミットのコミットメントとすることやアジア諸国等への国際展開も視野に入れて検討する。

### 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日 閣議決定)【抄】

6. 個別分野の取組  
(2) 新たに講ずべき具体的施策  
vi) 疾病・介護の予防  
① 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進  
イ) 予防・健康づくりに向け個人行動変容につなげる取組の強化  
・健康無関心層も含め**自然に健康になれる食環境づくりの推進**に向けて、**2020年秋頃に産学官及びその共同体等、様々な主体との連携体制を整備**するとともに、**効果的な減塩アプローチ等に関するエビデンス構築を含む総合的な施策について、栄養サミットのコミットメントとすることやアジア諸国等への国際展開も視野に、検討を進める。**

### (参考)SDGs実施指針・SDGsアクションプラン

- 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17の目標を設定。
- 栄養課題への取組は、栄養や健康の課題を対象とする。目標2「飢餓をゼロに」、目標3「すべての人に健康と福祉を」をはじめ、教育や労働等の様々な全ての目標の達成に寄与し得る。**
- SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合かつ効果的に推進するため、2016年5月にSDGs推進本部(本部長：安倍総理大臣)を内閣に設置。その第2回会合において、安倍総理大臣の指示の下、SDGsの実施のための我が国政府としての実施指針(SDGs実施指針)を決定し、2019年12月の第8回会合において本指針を初めて改定。
- また、我が国の「SDGsモデル」を世界に発信することを目的に、その方向性や主要な取組を取りまとめた「SDGsアクションプラン」を2017年12月に公表し、以降毎年改定。

#### 「SDGs 実施指針改定版」 (令和元年12月20日 SDGs推進本部閣議決定)【抄】

5. 今後の推進体制  
(4) 広報・啓発等  
今後、2020年には、SDGsの達成に向けた法支の推進をテーマとする第14回国連防災計画委員会(京都コングレス)や持続可能性の取組をレジスターとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会、**日本が重視する保健分野で東京栄養サミット2020**、水分野で第4回アジア太平洋水サミットが、2025年には日本国際博覧会(大阪・関西万博)が開催されるなど、世界の注目が日本に集まる機会がある。これらの行事やそれ以外のあらゆる機会を捉え、SDGsの理念や日本の取組を世界に発信する絶好の機会を活用し、国内のステークホルダー及び国際機関との協力の下、日本のSDGsモデルの発信と日本全国でのSDGsの主流化に努めていく。これらの機会にかかると準備、運営、調達等についても、SDGsに基づき、環境、人権等に関するデュ・デューレンス等を確実に実行する必要がある。



目標2 飢餓をゼロに  
飢餓をゼロに、食料と食生活の持続可能な発展を確保する。

目標3 すべての人に健康と福祉を  
緊急な健康課題を解決し、すべての人の健康増進と長寿化を実現する。

SUSTAINABLE GOALS  
持続可能な開発目標

### 2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

#### 平成30年国民健康・栄養調査結果の概要について

#### 調査の概要

【重点テーマ】  
所得等社会的状況

【ポイント】  
健康日本21(第二次)における効果的な施策推進のための基礎資料を得るため、**所得、居住・労働環境、食物の入手可能性等と生活習慣等に関する実態把握**を行う。

【調査の概要】  
〈調査時期〉平成30年11月  
〈調査対象者〉約6,000世帯、約15,000人  
〈調査項目〉  
1) 身体状況調査票(身長、体重、腹囲、血圧測定、血液検査等)  
2) 栄養摂取状況調査票(食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況(欠食・外食等))  
3) 生活習慣調査票(食生活、身体活動・運動、休養(睡眠)、喫煙等に関する生活習慣全般、所得等を把握)

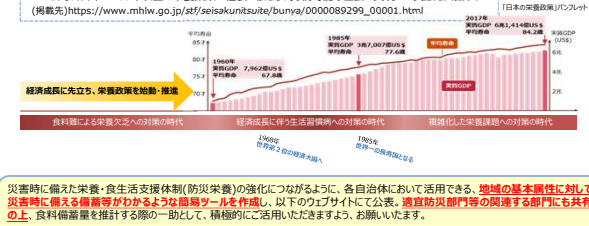
### 東京栄養サミットに向けた調査・分析等事業

- 令和元年度予算事業において、東京栄養サミットに向けて、これまでの我が国の栄養政策における取組や今後の取組の方向性などを整理した「日本の栄養政策」のホワイトペーパーを作成。

(ホワイトペーパーのポイント)

- 日本は栄養に関する取組を、**経済発展に先立って、日本の栄養政策の重要な3つの要素である「食事」「人材」「エビデンス」を組み合わせた栄養政策を始動、各時代の栄養課題に合わせて発展させ、それと同じくして経済成長を実現し、世界一の長寿国となった。**
- さらに、乳幼児期から高齢期まで全ライフコースを対象とした栄養政策と並行して、傷病者や被災者等を対象とした対策を通じて、「**誰一人取り残さない社会づくり**」を行ってきた。
- こうした日本の100年以上の栄養政策の経験に根ざし、持続可能な社会の実現への貢献を目指す。

(掲載先) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299_00001.html)



災害時に備えた栄養・食生活支援体制(防災栄養)の強化につながるよう、各自治体において活用できる、**地域の基本属性に即して災害時に備える備蓄等がわかるよう20種類メニューを作成**。以下のウェブサイトに公表。**適宜防災部門等の関連する部門にも共有の上、食料備蓄量を推計する際の一助として、積極的にご活用いただきますよう、お願いします。**

(掲載先) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299_00004.html)

### 結果の概要

#### ① 所得と生活習慣等に関する状況

- 歩数の平均値は、世帯の所得が600万円以上の世帯員に比較して、男女ともに200万円未満の世帯員で有意に少ない。**

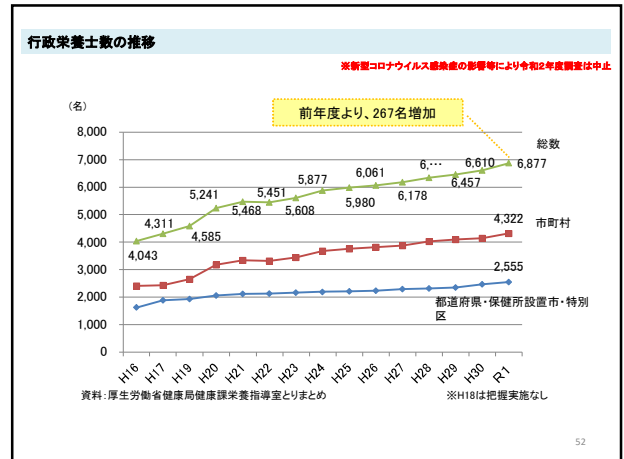
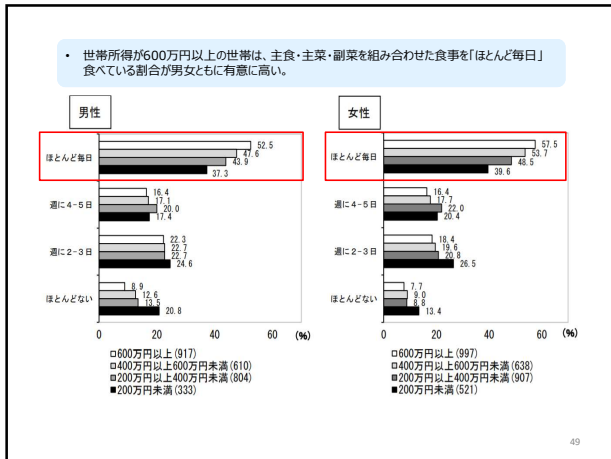
所得と生活習慣等に関する状況(20歳以上)

項目	①200万円未満		②200万円以上 400万円未満		③400万円以上 600万円未満		④600万円以上	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
食塩摂取量の平均値	(男性)	281 10.5g	705 10.9g	537 11.1g	821 11.2g	①	②	
	(女性)	453 9.2g	802 9.3g	574 9.2g	900 9.3g	③	④	
1. 食生活	(男性)	281 253.9g	705 271.2g	537 301.2g	821 296.6g	★		
	(女性)	453 266.6g	802 264.4g	574 283.7g	900 278.5g			
果物摂取量100g未満の者の割合	(男性)	281 64.4%	705 65.3%	537 62.7%	821 67.9%			
	(女性)	453 64.5%	802 56.3%	574 53.3%	900 55.7%	★		
2. 運動	(男性)	179 66.4%	439 70.6%	285 66.3%	407 61.7%			
	(女性)	325 70.9%	534 76.5%	375 78.6%	560 63.1%			
歩数の平均値	(男性)	253 5,327	653 6,751	522 7,243	798 7,015	★		
	(女性)	396 5,665	743 5,897	548 5,779	6,373	★		

(出典)厚生労働省「平成30年国民健康・栄養調査結果の概要」



令和2年度 厚生労働省  
母子保健指導者養成研修  
研修6. 児童福祉施設給食関係者研修



主食・主菜・副菜を組み合わせる理由を所得別にみると、「食費の余裕がない」と回答した者の割合は、世帯の所得が600万円以上の世帯員に比較して、男女ともに200万円未満の世帯員で有意に高い。また、「外食が多く難しい」と回答した者の割合は、世帯の所得が600万円以上の世帯員に比較して、男女ともに200万円未満の世帯員で有意に低い。

主食・主菜・副菜を組み合わせる頻度が週5日以下と回答した者における、主食・主菜・副菜を組み合わせる理由に関する状況（所得別、20歳以上）

	性別	所得別 (%)			
		①200万円未満	②200万円以上400万円未満	③400万円以上600万円未満	④600万円以上
解析対象者 (人)	(男性)	177	366	298	458
	(女性)	281	436	323	458
時間が合わない (%)	(男性)	31.4	37.8	38.2	37.3
	(女性)	38.9	43.6	45.7	42.3
食費の余裕がない (%)	(男性)	22.1	13.7	3.8	7.6 ★★
	(女性)	28.9	18.8	8.0	5.3 ★★
手間がかかる (%)	(男性)	41.1	44.9	45.0	39.7
	(女性)	56.5	51.8	51.6	49.7
量が多くなる (%)	(男性)	14.0	15.4	14.6	7.8
	(女性)	22.5	26.0	18.2	19.1
外食が多く、難しい (%)	(男性)	6.9	16.8	20.0	30.2 ★★
	(女性)	3.4	6.3	4.9	11.2 ★★
その他 (%)	(男性)	24.7	21.1	22.5	20.7
	(女性)	21.5	17.8	16.3	18.5

**食事摂取基準の策定等**

【背景】

- 食事摂取基準は、健康増進法第16条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持・増進、生活習慣病の発症予防を目的として、エネルギー及び各栄養素の摂取量について、1日当たりの基準を示したものであり、5年ごとに改定を行っている。
- 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」では、更なる高齢化の進展を踏まえ、生活習慣病予防に加え、**高齢者のフレイル予防も視野に入れて策定**。

【主な変更ポイント】

- きめ細かな栄養施策を推進する観点から、50歳以上について、**より細かな年齢区分による摂取基準を設定**。
- 高齢者のフレイル予防の観点から、総エネルギー量に占めるべきたんぱく質由来エネルギー量の割合(%エネルギー)について、**65歳以上の目標量の下限を13%エネルギーから15%エネルギーに引き上げ**。
- **若いうちからの生活習慣病予防を推進**するため、以下の対応を実施。
  - 飽和脂肪酸、カリウムについて、小児の目標量を新たに設定。
  - ナトリウム(食塩相当量)について、成人の目標量を0.5g/日引き下げるとともに、高血圧及び慢性腎臓病(CKD)の重症化予防を目的とした量として、新たに6g/日未満を設定。
  - コレステロールについて、脂質異常症の重症化予防を目的とした量として、新たに200mg/日未満に留めることが望ましいことを記載。

※ 検討会報告書を踏まえ、令和2年1月に告示。

詳細は、「日本人の食事摂取基準(2020年版)」策定検討会報告書をご覧ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08517.html)